



獨逸聯邦
ホーエンツウレン
燒酎税法



114
A 4492



ホ

朕

エンツウレニ國燒酎税ノ法

千八百六十八年五月四日ノ法

ウイルペルム此度獨逸聯邦評議官及ヒ

議院同意ノ上ニ於テホーエンツウレニ國中

ニ施行スル爲メ燒酎ノ規則ヲ定ムルヲ尤ノ

如シ

第一條

千八百六十九年一月一日ヨリホーエンツ

ウレニ國ニ於テ燒酎ノ税ヲ賦課スルニ就

テ「アイメル」燒酎六十五度ノ質分アラバ

ニ「ゲルデン」半ノ税トス六十五度ニ超ユレ

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

大藏省

大藏省

八一「アイメル」五「ゲルテン」ノ税トス石ハ「ト
ラルス」人名ノ製造シタル器械ヲ以テ之ヲ量
ルヘシ

第二條

焼酎屋一箇所毎ニ其高買高ノ多少ニヨリ
前年「シクマリーリ」地名ノ役所ニ於テ之
ヲ積リ此ノ総高ヲ以テ税ヲ定ムヘシ「輝テ
一」クル「テン」ヨリ以下ハ積ヲ十サス又一「ク
ル」テン「ヨリ」以下ノ數ハ計算セサルヘシ

第三條

其年ノ税高ヲ定ムニハ從來營業ノ焼酎屋
ハ前年ノ高買高ヲ以テ之ヲ定メ新規ニ營
業スルモノハ其高買高ノ多少ヲ積ル為メ
ニ場所ノ形状器械ノ品數土地ノ入用トテ
検査シテ之ヲ定ムヘシ

第四條

焼酎ヲ輸出スル斤ハ税同様ノ金高ヲ價ヒ
戻シ他聯邦ノ諸國ヨリ輸入スル斤ハ税同
様ノ運上ヲ收入スヘシ

第五條

許願第二條ノ通り定マリタル期限ヨリ三
ケ月ノ内其支配役エ差出スヘシ又年ノ中
半ニ至リ營業スルモノハ其税高定マリタ
ル上三ケ月ノ内ニ税ノ本局エ申告スヘシ
若シ此ノ期限ヲ過去ル所ハ其許願ヲ採用
スルヲナシ而シテ右願ノ吟味ハ土地ノ役
人エ照會ノ上ニ於テ之ヲ決スヘシ

第六條

若シ支配役決議ノ上不承服ヲアレハ其ノ
決議ニタル時ヨリ一月半ノ内ニハ字漏生

國大藏省エ出願スルヲ得ルヘシ

第七條

支配役エ許願或ハ大藏省エ許願ノ為メ
收税ヲ猶豫ス可ラス其決議濟迄ハ最前定
マリタル税ヲ收入スヘシ

第八條

焼酎屋ハ依今年ノ中半ニ至リ創業スルト
モ一年分ノ税ヲ收ムヘシ渾テ收税ノ期限
ハ三ケ月宛ニ分テ每期限ノ初月八日以内
ニ土地ノ役人エ收メ其役人ニ於テハ他ノ

税ト一同之ヲ本局エ収ムヘシ若シ収税
期限ヲ惰ルハ非常ノ處置ヲ以テ税ヲ取
立ヘシ尤モ不得止事故アリ中途ニ於テ一
時歛或ハ全ク廢業シタルモハ其ノ割
合ニ隨テ税ヲ減スヘシ土地ノ役人エハ税
ヲ取立ル為ノ一ケルテニ付テ一ケライ
ツルノ手當ヲ支給ス若シ税ヲ収ルモノ前
以テ幾期限分ヲ一時ニ収入スルハ勝手々
ルヘシ

第九條

若シ非常ノ所置ヲ以テ税ヲ収ムルヲ不能
ハ蒸溜器ノ頭部ヲ沒収シ或ハ器械ニ封印
スヘシ又支配所ニ於テモ税ノ収マル迄ハ
燒酎釀造ノ差止方ヲ處置スベシ

第十條

燒酎釀造ノ業ヲ創ムル前ニハ土地ノ役人
已レノ所持品并ニ釀造ノ器械蒸溜器頭部
ノ大サ并ニ糟ヲ蒸ス坪或ハ糟ヲ入ル桶ノ
大サヲ届ケ出テ土地ノ頭役人ヨリ之レニ
調印ス兼テ營業ノ分ハ支配所ノ差圖ニヨ

り其期限ニ隨テ同様届出ツヘシ

第十一條

焼酎釀造廢業ノ時ハ土地ノ役人ヲ以テ本局ニ届ケ出テ土地ノ役人ニ於テハ蒸溜器ノ頭部ヲ預リ置キ其器械ニ封印スヘシ

第十二條

其器械据付ノ場所ハ朝六時ヨリ夜九時迄ノ間ニ土地ノ役人ヨリ時々器械ヲ検査スルヲアラハ器械ニ差支ナク其點檢ニ供スヘシ

第十三條

第十條ノ通り届ヲ不成シテ釀造スルモノハ其料料トシテ五ケルテシヨリ四十ケルテシ迄ヲ取立其器械ヲ没収スヘシ第十一條ノ通り廢業ノ時不届出シテ後日届ケ出ルモノハ仮令因故アルト雖モ其年一ケ年ノ税ヲ収ムヘシ其外此ノ法ニ違背シタルモノ罰則或ハ税則ニ照準シテ可引當ラナケハ渾テ一ケルテシヨリ五ケルテシ迄ヲ取立ヘシ

大
痛
卷